

# 平成30年五所川原市教育委員会第5回定例会会議録

五所川原市教育委員会

平成30年五所川原市教育委員会第5回定例会議決結果表

議案番号	提案年月日	件名	議決年月日	結果
議案第15号	平成30年5月16日	五所川原市教育支援委員会専門員の決定について	平成30年5月16日	原案承認
議案第16号	平成30年5月16日	五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について	平成30年5月16日	原案承認

平成30年五所川原市教育委員会第5回定例会会議録  
日時：平成30年5月16日（水） 午後3時00分開会  
場所：五所川原市役所本庁舎 3階 委員会室

◎議事日程

- 第 1 開会
- 第 2 会議録署名委員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 前回会議録の承認（第4回定例会）
- 第 5 教育長の報告
- 第 6 付議案件
  - 1 議案第15号 五所川原市教育支援委員会専門員の決定について
  - 2 議案第16号 五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について

◎出席教育長及び委員（５名）

教育長	長 尾 孝 紀
1 番	丁子谷 悟 委員
2 番	木 村 吉 幸 委員
3 番	三 瀉 洋 生 委員
4 番	奈 良 陽 子 委員

◎説明のため出席した職員（７名）

教育総務課	教育部長 小 林 耕 正
社会教育課	課長 川 浪 生 郎
スポーツ振興課	課長 大 沢 丈 徳
指導課	課長 近 藤 達 也
学校給食センター	課長 吉 田 英 人
図書館	所長 中 谷 吉 範
	館長 夏 坂 泰 寛

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐 古 川 憲
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が４名、定足数に達しております。これより平成３０年五所川原市教育委員会第５回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第2、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第17条第2項の規定により教育長が指名とありますので、私の方から指名いたします。2番 木村委員、3番 三潟委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第3、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（第4回定例会）

○教育長

日程第4、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第4回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

それでは日程第5、教育長の報告に入ります。

先日、新聞等でも大きく報道されましたが、市役所及び教育委員会も新庁舎に移転し、既に業務を開始しております。今回の定例会は、新庁舎の議会委員会室をお借りして実施しております。新庁舎は、市民の皆様への利便性を図り、また、市民の交流の場であると同時に、五所川原市の行政、教育行政の拠点となるものです。

教育委員会職員一同、新庁舎に移ったこの機会を新たな気持ちで迎え、職務に邁進して参りたいと思っておりますので、教育委員の皆様には、いろいろな面でご指摘、ご指導のほどよろしく申し上げます。

それでは、私のほうから2件、報告したいと思います。

最初に、今年度の高齢者大学についてお知らせします。今年度も旧五所川原地区の北辰大学が、5月9日に11名の新入生を含め184名で、ご来賓の副市長の出席のもと開講式を開催しました。新受講生代表の秋田みきさんから、入学に際しての熱い思いを発表していただきました。引き続き、青森大学薬学部教授 清川繁人氏をお迎えして、「今、明らかになった津軽の忍者『早道之者』と題して、第1回学習会が行われました。この後、市浦地区の寿大学は明日5月17日に、金木地区のひばの樹大学は翌18日に開講式がそれぞれの地区で行われる予定です。今年も各大学とも学習会やクラブ活動を自主的に運営しながら、年間10回程度の講座等を予定しています。

次に、昨日15日に第1回五所川原市文化財保護審議会が開催されました。昨年度の審議会では、「飯詰獅子舞（無形文化財）」と「五月女菴遺跡（史跡）」について、市指定文化財の答申をいただきました。今年度は、市指定文化財として、昨年度からの継続審議となっております「飯詰稻荷神社裸参り（無形文化財）」、そして、新たに、観音林遺跡から出土した「岩偶（有形文化財）」、五月女菴遺跡から出土した「人面形浅鉢（有形文化財）」の3件について諮問しております。この後、慎重審議をしていただき、今年度中に答申をいただくこととしております。

私からは以上です。

#### ◎付議案件

##### ○教育長

それでは日程第6、付議案件に入ります。

議案第15号「五所川原市教育支援委員会専門員の決定について」、担当より説明をお願いします。

##### ○指導課長

議案第15号「五所川原市教育支援委員会専門員の決定について」、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第15号「五所川原市教育支援委員会専門員の決定について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり承認することに決しました。

それでは続きまして、議案第16号「五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について」、担当より説明をお願いします。

○学校給食センター所長

「五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について」、議案書を基に説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

それでは、議案第16号「五所川原市学校給食運営委員会委員の決定について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、議案第16号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎教育長

それでは次に、日程第7 「その他」に入りますが、何かございますでしょうか。

○指導課長

「児童生徒の問題行動と事故等の状況について」、説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

次に、「問題行動で指導した児童生徒数と不登校の児童生徒数について」、担当より説明をお願いします。

○指導課長

「問題行動で指導した児童生徒数と不登校の児童生徒数について」、説明する。

○教育長

只今の説明に、ご質問等ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

その他、何かございますでしょうか。



○丁子谷委員

当市ではしっかりと行っているとは思いますが、他市において免許更新の失念により無免許のまま自動車を運転していた事案がありました。教育委員会の職員が免許更新の失念をしないよう、防止のために何かしらの対策をとるべきだと思います。

○教育総務課長

免許更新を失念し、無免許であるにもかかわらず自動車を運転して事故を起こし、無免許であることが発覚した事例がございました。この場合には懲戒免職という非常に重い処分を受けたものであります。こうした事例の防止対策といたしまして、教育委員会だけというのではなく、当市全体として各所属長が所属職員の運転免許証の有効期限や条件等の確認を毎年行っております。これは免許更新を忘れることがないよう意識づけするものでもあります。ただし、教職員については確認を行っておりませんでしたので、今後なにかしらの対策を検討していきたいと考えております。

○丁子谷委員

それから、児童生徒の送迎バスを業者に委託していると思いますが、運転手が特殊免許を必要とする場合には業者任せにするのではなく、必要であれば教育委員会でもチェックするべきだと思います。

○教育総務課長

スクールバスの運行を受託している事業者に対しましては、機会をみて運行に際しての注意喚起しているところであります。しかし、免許の確認はしておりません。

○教育部長

事業者は旅客運送業の届け出を国土交通省にして認可を受けなければなりません。そのためには業務を行う上で免許確認やアルコールチェックが義務付けられております。こうした条件をクリアしていることを前提に契約を締結しておりますので、注意喚起をすることはありますが、免許確認は業者側とするものと考えております。

○丁子谷委員

給食センターの配送業務を行うにあたり、必要な免許はあるのでしょうか。また、配送車両が事故などで運行できない場合に代替方法で対応する体制づくりができていますでしょうか。

○学校給食センター所長

配送業者に対しまして、免許の確認は行っておりません。それから、事故等が発生した際の対応につきましては、改めて回答いたします。

○教育部長

委託している業務につきましては、最優先で確保することが前提条件になりますので、車両等の事故があったとしても受託業者には代替策を講じて対応する義務が生じます。契約条項の細部につきましては学校給食センターで確認した後、回答いたします。

○丁子谷委員

契約上は適切に対応することになっていると思います。しかし、実際に事故が発生した後には、運転手の健康管理が十分になされていなかったり、人材不足から高齢者に運転させている場合の管理体制が適切に行われていなかったなど、さまざまな原因が出てくるものです。ですから事故処理して終わるのではなく、そうした事故を予防するために注意喚起するなどして、業者に対して事故防止の意識をいかに高く持ってもらうかが重要になってくると思います。

○教育部長

定期的な注意喚起を義務づけるなど、契約内容について検討させていただきます。

○丁子谷委員

それから校長を出納員に任命する手続きは進んでいるのでしょうか。

○教育総務課長

会計事務規則は既に改正されておりますので、校長は出納員になっております。それから出納員が現金を取り扱うのではなく、学校事務職員などを現金取扱員として任命し、実際に現金を取り扱うこととなります。現金取扱員として指名された職員名簿を会計課に提出しており、現在、体制づくりが整備されたところであります。

○丁子谷委員

出納員が現金取扱員の処理内容を把握するためにも、5月末ぐらいまでに検査するべきではないかと思います。

○教育部長

出納員や現金取扱員が公金を取り扱うことに対しまして、市側の関与や指導する権限が強くなります。通常、会計監査の対象となりますので、会計課とも調整をして監査体制づくりを検討していきたいと考えております。

○教育長

その他に、ご質問等ございますでしょうか。

(なしの声あり)

○教育長

その他、何かございますでしょうか。

○教育長

ないようですので、これを持ちまして平成30年五所川原市教育委員会第5回定例会を閉会いたします。

午後3時31分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年5月16日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 2番

木 村 吉 幸

五所川原市教育委員会委員 3番

三 瀨 洋 生

会議の書記 教育総務課長

川 浪 生 郎